

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① 次に示す第1号及び第2号の期間が通算して5年以上 かつ 第1号及び第2号の赤字ゴシック下線の期間を除いた期間が3年以上あること
- ② 第3号の期間が通算して8年以上 かつ 第2号の赤字ゴシック下線の期間を除いた期間が3年以上あること
- ③ 第1号及び第2号の赤字ゴシック下線の期間を除いた第1号から第3号までの期間が通算して3年以上 かつ 第4号の期間が通算して5年以上であること

1号	次のアからキに掲げる施設等で、 相談支援の業務 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間	第2号と通算して5年以上
ア	地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業	
イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センター	
ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、 老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター	
エ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
オ	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)	
カ	病院若しくは診療所(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、第4号に掲げる資格を有している者又は第1号のアからオ及びキに掲げる従業者の期間が1年以上の者に限る。)	
キ	その他これらに準ずる施設等	
2号	次のアからカに掲げる施設等で、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者、保育士、児童指導任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)が、 直接支援の業務 (身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間	第1号と通算して5年以上
ア	障害援施設、障害児入所施設、 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療育病床関係病室	
イ	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、 老人居宅介護等事業	
ウ	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所	
エ	特例子会社、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けた事業所	
オ	学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く)	
カ	その他これらに準ずる施設等	
3号	第2号アからカに掲げる施設等で、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	以上通算8年
4号	第1号から第3号までの期間が通算して3年以上あり かつ 次の資格に基づき(資格取得後に)、当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	以上通算5年

※ ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとします。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言います。

※ 本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」における実務経験の要件等を抜粋してまとめたものです。必ず、厚生労働省告示を合わせてご参照ください。